

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

2017年4月3日

三井物産オルタナティブインベストメンツ

三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「当社」といいます。）は、次のとおり反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を定め、役職員一同、これを遵守し業務の適切性と安全性の確保に努めることにより、当社が企業活動を行っていく上での社会的責任を全うしていくことをここに宣言いたします。

1. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等に対して、役職員（契約社員及び派遣労働者を含む。）の安全を確保しつつ、組織全体での毅然とした対応を行います。不当要求防止責任者を始め、代表取締役等の経営陣以下、組織全体で行動します。

2. 反社会的勢力との関係の遮断

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断し、拒絶します。

3. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求等に備え、組織的な対応を行うと共に、平素より、外部専門機関（日本証券業協会、暴力追放運動推進センター、金融庁、警視庁等）との緊密な連携関係を構築します。

4. 有事における法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 不祥事への対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等が、当社の事業活動上の不祥事や、当社役職員の不祥事を理由とする場合であっても、当該事案が虚偽であれ、真実であれ、当該事案を隠蔽する行為やそのための裏取引等は、一切行いません。

6. 資金提供の拒絶

当社は、反社会的勢力に対しての資金提供は、いかなる理由であれ、一切行いません。